

## 男女協働参画に関する市民企画講座事業 実施要領

令和6年(2024年)4月

人権文化部人権施策室

### 1. 趣旨

男女協働参画社会の形成をめざし、市民の身近な日常生活の中の問題意識から発生した課題について、その解決に向け、市民の多様な発想による創意と工夫にあふれた講座事業を効果的に実施することがねらいです。市民自らが企画発信することで、主体的に課題解決に取り組む市民層の拡大を図ることを目的とします。

### 2. 応募資格

- (1) 市内に在住、在職、又は在学のかた。
- (2) 市内で市民活動を行っている団体・グループ。
- (3) 応募者が企画運営の全てに携わることができること。

### 3. 対象企画

- (1) ジェンダーの視点を持ち、男女協働参画社会の形成を進めるためのものであること。
- (2) 営利、特定の政治、又は宗教活動を主たる目的としないものであること。
- (3) 参加者を公募できるものであること。応募団体の団体会員及び関係者のみを対象とする企画は除きます。
- (4) 予算の範囲内であること。

### 4. 応募方法

- (1) 応募者は、下記の内容を記載した文書で応募するものとします。
  - ① 応募者氏名。但し、団体の場合は、団体名、代表者名及び主担者名
  - ② 住所、電話番号等、連絡先。団体の場合は応募企画の主担者名
  - ③ 企画の趣旨（課題と考えられる理由、実施により得られる効果等）
  - ④ 具体的な企画内容（内容、講師、希望する開催時期・時間、回数等）
  - ⑤ 必要経費
  - ⑥ 団体の場合は、その主な活動内容等

(2) 募集は市広報「もみじだより」・市ホームページ等で行います。

## 5. 企画の採用

(1) 応募された企画は、人権施策室で審査のうえ、採否を決定し、応募者に通知します。

(2) 企画の採否にあたっては、下記の点に留意し決定します。

①すでに実施した企画内容でないこと。但し、繰り返し実施する必要があるものや、その手法が異なるもの等、人権施策室が必要であると判断するものは除きます。

②事業規模は、1回の講座につき講師謝礼3万円程度を目安とし、予算の範囲内で多くの企画を採用できるように配慮します。

(3) 採用された企画は、人権施策室所管の市主催事業とします。講師謝礼（税・交通費込み）、チラシ等の消耗品費、会場使用料は市が負担します。

(4) 採用された後であっても、企画を実施することが困難であると人権施策室が判断した時は、採用をいつの時点であっても取り消すことができるものとします。

## 6. 留意事項

(1) この企画募集の趣旨は、講師自らが企画するものではなく、企画者（団体）による自主的な活動により、講師を招聘することを意図しています。

(2) できる限り広く市民のかたが公平に利用できるよう、前年度に採用された応募者（団体）は、当該年度の応募はできません。

(3) ただし、応募数が少ないなど特段の事情がある場合は、上記の規定にかかわらず、個別に判断するものとします。

## 7. 事業の報告

事業終了後、企画者は速やかに事業報告書を作成するものとする。事業報告書の内容は下記のとおりとする。

(1) 事業報告書

- |                |                         |
|----------------|-------------------------|
| ①報告者氏名         | ②講座内容（連続講座の場合、各回の内容を記載） |
| ③講座で受講者に配布した資料 | ④受講者名簿                  |
| ⑤受講者の感想の取りまとめ  | ⑥企画者がねらった効果が得られたか等の感想   |
| ⑦反省点           | ⑧その他                    |